

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

株式会社 弥生保険事務所

## TOPIC

### 「後部座席もベルト着用」・「高齢運転者は標識表示」など 《義務付け》— 高齢社会の安全確保へ道交法改正

6月1日から道交法が改正され、後部座席に乗車する人にもシートベルトの着用が義務化されました。また「高齢運転者」や「重度聴覚障害者」の運転車には他車から識別できる標識の表示が義務付けられ、自転車利用でもルールを明確にされるなど交通の安全と保護が一層確保されることになりました。

平成20年度交通安全白書によると、平成18年中の交通事故件数は88万6千件余で、発生件数・負傷者・死者ともに減少しています。この主な原因は①シートベルト着用者率の向上、②飲酒運転の厳罰化など悪質・危険運転者対策の効果が挙げられています。しかし死亡事故を年齢層別でみると65歳以上の高齢者が最も多く全死者数の44%を超えており、高齢社会での対策が急務となっています。

今回の改正点は次の通りです。

#### 後部座席シートベルト着用が義務化

運転者の努力義務だった助手席以外の同乗者（後部座席などの同乗者）のシートベルト着用が完全義務化され、運転者は運転する際には同乗者全員にシートベルトを着用させなければならなくなりました。当面、高速道路での違反に限られますが、違反には行政処分1点が付けられます。

#### 高齢運転者標識の表示を義務化

75歳以上の高齢者が普通自動車を運転する場合、「高齢運転者標識」を車の前後に表示することが義務付けられました。違反は行政処分1点、反則金4千円または2万円以下の罰金・科料。



「高齢運転者標識（もみじマーク）」は、「若葉マーク」とともに社会の認知が深まっていますが、交通事故死者数を状態別にみると乗車中が最も多く全体の37%を、年齢別では50歳以上が全体の45%を占めており、高齢運転者の危険は減っていない。

70歳以上75歳未満の運転者には引き続き表示が努力義務となっています。

#### 「聴覚障害者用マーク」を新設

重度の聴覚障害者は従来、運転免許が取得できませんでしたが、今回の法改正でワイドミラー装着を条件として免許を取得することができるようになりました。



聴覚障害者が普通乗用車を運転する際には新たにデザインされた「蝶々マーク」（「聴覚障害者標識」）を車の前後に表示しなければなりません（義務化）。違反は行政処分1点、反則金4千円または2万円以下の罰金・科料。

なお、「高齢運転者標識」「聴覚障害者標識」を表示した普通自動車に対する幅寄せが厳しく禁止されています（違反は5万円以下の罰金）。

#### 自転車の歩道通行要件を明確化

自転車は車道通行が原則ですが、次の要件を満たす時は例外的に歩道を通行することができるようになりました。

- ・「歩道通行可」の標識等があるとき
- ・児童や幼児、70歳以上の者、身体障害者が運転するとき
- ・車道または交通の状況から、自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することが止むを得ないと認めるとき

歩道の「自転車通行指定部分」（白線やカラー舗装等で自転車の通行が指定されている場所）では、付近に歩行者がいないときは、安全な速度と方法で進行することができます。

#### 「ドクターカー」を緊急自動車に

市町村などで傷病者が医療機関に緊急搬送されるまでの間に、応急の治療を行なう医師を現場に運搬するために使用する自動車（いわゆるドクターカー）を、「緊急自動車」に決めました。

# 「本当に望む補償内容か」

… 納得いくまで 慎重なチェックを 承諾決定は契約者自身

損害保険契約に関する  
注意点シリーズ②

## 「損害保険契約の 申込み」

### 損害保険契約の申込み方法

損害保険契約は通常、保険会社が用意している申込書を使用して代理店を通じて申し込むことになります。保険会社や保険の種類によっては、電話やインターネットでの申し込みという方法もあります。

### 損害保険契約はいつ成立するか

損害保険契約は、いわゆる諾成契約（お互いが口頭で契約について了解するだけで成立する契約）であるとされ（注）、保険の対象（となる物・人）・契約金額・補償内容などの重要な部分（保険契約の要素）が確定し、契約者による申込みの意思表示と保険会社側の承諾の意思表示があれば、契約は成立します。

実務上では、保険会社または代理店が、契約者から提出された申込書が適正であることを確認し、受理した時点で損害保険契約が成立します。なお、自動的に保険契約を更新するように設定した場合には、契約者が継続を承諾した時点で契約が成立します。成立まで

の手順は、具体的には《表》のようになります。

### 損害保険の契約ができない場合

- 損害保険契約は、犯罪を助長する心配などの理由から、原則として金銭に見積もることができる経済的な利益だけを対象としています。ただし、人の命は金銭に見積もることが困難であることから、定額払い方式の傷害保険などは例外となっています。
- 事故発生度の高い契約が集中して適正な料率を維持できない場合、また故意に事故を起こして不正に保険金を得ようとするおそれがある場合など、保険会社は例外的に契約をお断りする場合があります。
- 地震保険では「大規模地震対策特別措置法」に基づき警戒宣言が発令されたとき、指定された地域内の物件について、新規の契約や契約金額の増額はできません。

### 保険料の払い込み

- 保険料の支払いは契約期間を1年とする一時払いが基本ですが、保険料を分割して支払う分割払い

もあります。分割払いの場合は、一時払いに比べ保険料の総額は高くなっています。

保険料は、保険会社や代理店に直接現金で払い込むことになります。また、口座振替、クレジットカード払いやコンビニ払いなどが利用できる場合もあります。

- 分割払いの場合、毎回の払込み期日までに保険料を払い込む必要があります。払い込みがないと事故が発生しても保険金が支払われなかったり、契約が失効したり、解除される場合があります。

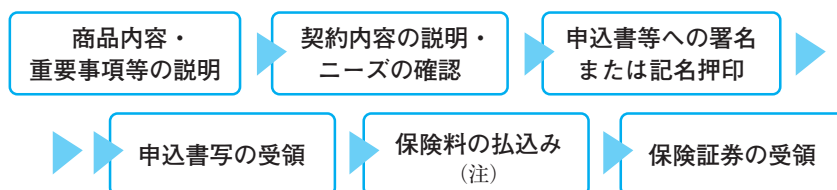
### クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは、契約の申し込み後であっても申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。損害保険契約にも適用されますが、「クーリング・オフ」できる契約は保険期間が1年を超える長期契約に限られますので、保険期間が1年以内の契約が主流の損害保険契約では、適用されるケースは少ないことになります。

### 保険証券等の受領

保険契約の申込み後、保険会社から保険契約者に保険証券が送付されますので、契約内容を今一度ご確認ください。1ヶ月を経過しても保険証券がお手元に届かない場合は、保険会社に直接お問い合わせください。

### 《表》損害保険契約が成立するまでの手順



（注）約款上、契約が成立しても保険料が払い込まれていない場合は、損害が生じても保険金は支払われません。



**損害保険の消費者向け専用サイト** (社)日本損害保険協会は消費者向け専用サイト「そんぽのホント」を開設しています。損害保険の仕組みや種類、契約についての注意事項などをやさしく説明しています。(http://www.sonpo.or.jp/wakaru/)

そのちらしのキャッチコピー大丈夫？



# 景品表示法と 広告宣伝の留意点

をいいます（通常  
の値引き、アフタ  
ーサービス、付属  
品などを除く）。

## 景品の規制

表示するなどがこれにあたります。

景品類の提供にはその額に制限  
が設けられています。  
抽選やクイズなど、懸賞による  
景品類の場合は、取引価額5,000  
円未満でその20倍、5,000円  
以上で10万円（いずれも景品類  
総額は、売上予定総額の2%以内）  
などと定められています。

また、もれなくとか、先着でプ  
レゼントなど、懸賞によらない景  
品類の場合は、取引価額1,000  
円未満で200円、1,000円以  
上でその10分の2と定められて  
います。

## 不当表示とみなされないために

不当表示や過大な景品類は、公  
正取引委員会や都道府県知事が取  
り締まりをおこなっています。

調査で違反行為が認められた場  
合、排除命令などが出されます  
（表参照）。

事業者は、誠実な表示を心がけ  
るとともに、表示が正当であると  
合理的に判断できるようなデー  
タを、すぐに提示できるように保  
管しておく必要があるでしょう。

誰もが自社の商品やサービスに  
愛着を持っています。広告宣伝に  
熱が入ることも多いでしょう。

しかし、広告宣伝には、景品表  
示法というルールがあります。知  
らないと、良いところを一生懸命  
に説明しようとするあまり、法を  
犯してしまう可能性があるのです。

特に昨今は、食品偽装問題など  
の影響で、消費者の警戒感は頂  
点に達しています。このため、不  
誠実と受け取られるような広告  
宣伝は、消費者からそっぽを向  
かれる危険性があります。

## 景品表示法とは

景品表示法（不当景品類及び不  
当表示防止法）は、不当な表示  
や過大な景品類の提供を規制す  
ること、事業者の公正な競争を  
確保し、消費者が適正に商品・サ  
ービスを選択できる環境を守る  
ことを目的とした法律です。

景品表示法が規制するのは、消  
費者を誘うためにおこなう表示  
と景品類です。

表示とは、商品・サービスの内  
容や取引条件について広告して  
いるちらし、ポスター、包装、  
Webサイトなどの表示をいいます。

また、景品類とは、取引と共に  
提供される物品、金銭、招待など

## 表示の規制

不当な表示として禁止されてい  
るのは、主に2つの表示です。

1つは、優良誤認というもので、  
商品・サービスの内容などについ  
て、実際のものや他の事業者の  
ものよりも、著しく優良であると  
消費者が誤認する表示です。例  
えば、ふつうの牛肉なのに一流  
ブランド肉であるかのように表  
示する、健康食品で、関係の  
ないデータを効果あると思わせ  
るように表示する、ねつ造され  
た利用者の体験談や使用前・  
使用後写真を掲載するなどが  
これにあたります。

もう一つが有利誤認というもの  
で、商品・サービスの価格や取  
引条件について、実際のものや  
他の事業者のものよりも、著  
しく有利であると消費者が誤認  
する表示です。例えば、「すべて  
半額！」と表示しているのに、  
実際に割引販売しているのは一  
部の商品だけ、いつも1,000  
円で販売しているのに、「通常  
価格2,000円」と

事件	排除命令	警告	注意	合計
表示事件	56	19	482	557
景品事件	0	0	38	38
合計	56	19	520	595

表 2007年度の公正取引委員会による違法表示・景品の取締り  
公正取引委員会「平成19年度における景品表示法の運用状況及び  
消費者取引の適正化への取組」より作成



**他の法律の規制にも注意** 景表法以外にも当該の業法（例えば食品では、食品衛生法やJAS法、健康増進法など）で表示が規制されている商品・サービスがあるので注意が必要である。

## 今さら聞けない… メタボリックシンドロームと病気の関係

# 勇気をもって検査受けよう

### ○胃がん

テレビ番組や雑誌でもよく言われていることですが、塩分濃度の高い食べ物を好む人やアルコール摂取量の多い方が胃がんや大腸がんに罹る確率が高くなります。また、ピロリ菌も胃炎や胃潰瘍から胃がんの原因になると言われており、ピロリ菌陽性と診断された方は、抗生物質を飲み、除菌しなくてはなりません。

ピロリ菌の検査は採血・内視鏡の検査以外にも、ピロリ菌が発する尿素を呼吸排出試験により測定する方法などがあります。歯槽膿漏や虫歯が無いのに、日頃から口臭を指摘される方は一度この検査を受けてみてはいかがでしょうか。

あと、怖い胃がんといえばスキルス胃がんと呼ばれ、胃の粘膜下を這うように浸潤し胃カメラでも発見の遅れる胃がんがあります。このタイプは若い人や女性にも発

### ○大腸がん

大腸がんに関しては、肉食の好きな方に発生しやすいことがわかっています。元来日本人は農耕民族で菜食が主流でした。戦後、食生活が肉食に傾くとともに大腸がんが増えてきました。大腸がんの70%は肛門より30cm以内のS状結腸や直腸に発生します。肉食の好きな方は一般に大腸が短くなってきます。そして大腸の粘膜にポリープが発生しやすく、そのポリープからがんが出てくると考えられていますが、大腸カメラで粘膜の変化を調べておけば安心です。

生しやすく、胃のバリウムの検査が有用な場合もあります。

現在は65歳以上の高齢者は便潜血反応の検査を行い、陽性の方には大腸カメラの二次検診を受けるように勧めています。便秘症の方や時々腹満とともに腹痛が出る方は、年齢を問わず大腸カメラを受けることを勧めます。

ポリープが見つかったと、その場でポリープを切除し顕微鏡検査をする「ポリペクトミー」を行います。その組織の中に早期の大腸がんが見つかり、大きな手術をしなくてすむ患者さんが増えてきました。大腸がんは、大腸カメラによって早期発見し、内視鏡手術によって完治可能な病気なのです。

苦手な方も、怖くて一度も検査をしたことのない方も、大腸カメラや胃カメラでのチェックを一度は行いましょう。

(鎌ヶ谷総合病院 前田清貴院長)

### チームマイナス6%運動のワンポイント行動アドバイス

## 家庭ゴミの4割が生ゴミ!

この現実を認識し、次の3つの「きる」を実践しましょう。

- ①食料品は計画的に購入し、調理を工夫して材料を使いきる
- ②料理は作り過ぎをせず残さない。保存方法を考え食べきる
- ③それでもゴミになってしまった時は、水気をきる

生ゴミはミネラル分など栄養豊富。自治体によってはたい肥を作る処理機費用を補助しているところがあります。大いに活用しよう。




## 損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成20年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で約6,300名となりました。

## 株式会社 弥生保険事務所 損害保険・生命保険代理店

〒540-0032  
大阪府中央区天満橋京町2番13号(ワキタ天満橋ビル7F)  
TEL:06-6942-2801 FAX:06-6942-9173  
E-mail: info@yayoi-hoken.co.jp  
URL: http://www.yayoi-hoken.co.jp/

 日本代協はチームマイナス6%に参加しています

- ◆営業種目◆
- ◆保険業務
    - 生命保険
    - 損害保険
    - 事業活動に関わるリスク
    - 個人生活に関わるリスク
  - ◆コンサルタント業務
    - ・診断・ライフシミュレーション
    - ご加入の保険をチェックしてみませんか

### 取扱保険会社

- ・三井住友海上 東海日動 ニッセイ同和 他
- ・三井住友海上きらめき生命
- ・東京海上日動あんしん生命



— 契約者・消費者のために! —  
 加盟 日本損害保険代理業協会正会員  
 ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>